

## (報告事項)

### 刑法等の改正に伴う松本市議会個人情報保護条例の改正について

#### 1 趣旨

刑法等の改正により、「懲役」・「禁錮」が「拘禁刑」に統合されることに伴い、松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号。以下「議会個人情報保護条例」という。）を改正することについて報告するものです。

#### 2 経過

- 4. 6. 17 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が公布
- 5. 11. 10 刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号）が公布され、刑法等の一部を改正する法律の施行日は令和7年6月1日となった。
- 6. 6. 7 全国市議会議長会企画議事部長から、刑法等の一部を改正する法律等の施行について各市議会の対応を促す内容の通知（以下「議長会通知」という。）が、各市議会事務局宛てにあり、同月10日付けで受理

#### 3 議長会通知の要旨

- (1) 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例・規則中に「懲役」・「禁錮」の字句が含まれる場合には、改正法の施行期日までに、これらを「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要がある。
- (2) 議会側で所管する改正対象字句を使用している条例として議会個人情報保護条例が考えられるが、同条例改正については、①議会提出条例により改正する方法と、②市長提出の整理条例により一括改正する方法があるが、いずれでも対応は可能と考える。

#### 4 議会個人情報保護条例の改正対象条文

##### 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第3項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又

は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 5 議会個人情報保護条例改正の方法

理事者側と調整の結果、松本市議会個人情報保護条例については、次の理由により、市長提出の整理条例により一括改正することとします。

- (1) 改正の理由及び内容は、理事者側所管の他の条例と同一であることから、個別改正より一括改正による方が、市民に分かりやすく、かつ効率的であること。
- (2) 改正の内容は、法改正に伴う字句の改正に限られ、議会として独自の判断を行う余地がほとんどないこと。
- (3) 議長会通知においても、「市長提出の整理条例により一括改正する方法」でも「対応は可能」とされていること。